

## 医療機関の窓口で支払う「一部負担金」の減免等の制度について

国民健康保険には医療機関の窓口で支払う一部負担金の支払いを猶予、減額、免除する制度があります。次の（１）～（４）のいずれかに該当し、一部負担金の支払いがどうしても困難な場合には、御相談ください。

- （１） 震災、風水害、火災、その他これらに類する災害により死亡し、心身障害者となり、又は資産に重大な損害を受けたとき。
- （２） 干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁、その他これらに類する理由により収入が減少したとき。
- （３） 事業又は業務の休廃止、失業等により収入が著しく減少したとき。
- （４） （１）から（３）に類する事由があったとき。

減免等の期間は、徴収猶予が６か月以内、減額・免除が３か月以内です。

- 一部負担金の支払いが猶予されるのは、  
これから先３か月以内の療養にかかる一部負担金の支払いが今は困難であるが、６か月以内に支払うことができるようになる確実な見込みがあるときは、一部負担金の支払猶予を受けられる場合があります。

受診者にかわり、国民健康保険が保険医療機関に一部負担金も含め一旦医療費を支払い、後日、国民健康保険（平塚市）に一部負担金を納付していただきます。

- 一部負担金が減額されるのは、  
次のいずれかに該当する世帯は、一部負担金の減額が受けられる場合があります。
  - ・ 災害のため、家屋及び家財の資産に３０％以上の損害を受けたとき。
  - ・ 世帯（国保に加入していない世帯員も含め）の実収入が生活保護の生活扶助基準、教育扶助基準、住宅扶助基準の合算額の１．１５倍を超え、かつ、１．３０倍以下のとき  
一部負担金の減額割合は、収入状況や一部負担金の所要額等から算出し、２割、４割、６割、８割のいずれかになります。

- 一部負担金の支払いが免除されるのは、  
次のいずれかに該当する世帯は、一部負担金の免除が受けられる場合があります。
  - ・ 災害のため、家屋及び家財の資産に７０％以上の損害を受けたとき。
  - ・ 世帯（国保に加入していない世帯員も含め）の収入状況が生活保護の生活扶助基準、教育扶助基準、住宅扶助基準の合算額の１．１５倍以下のとき

申請する前に他法他制度を利用することができる場合には、そちらを先ず利用していただく必要があります。また、世帯（国保に加入していない世帯員も含め）の利用できる資産及び能力の活用を十分に図ってもなおかつ一部負担金の支払いが困難な場合に適用されます。

お問い合わせ先

平塚市役所 健康・こども部 保険年金課 資格給付担当 （本館１階 １１３番窓口）

☎ 0463-21-8776